

大口町告示第9号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、平成26年3月7日から本町建設部都市整備課に備え縦覧に供する。

平成26年3月7日

大口町長 鈴木雅博

1 供用及び処理開始年月日

平成26年4月1日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町上小口一丁目、河北一丁目、河北二丁目の各一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸5-1号幹線
起点	大口町余野三丁目地内
終点	大口町河北一丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道3号幹線に接続

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

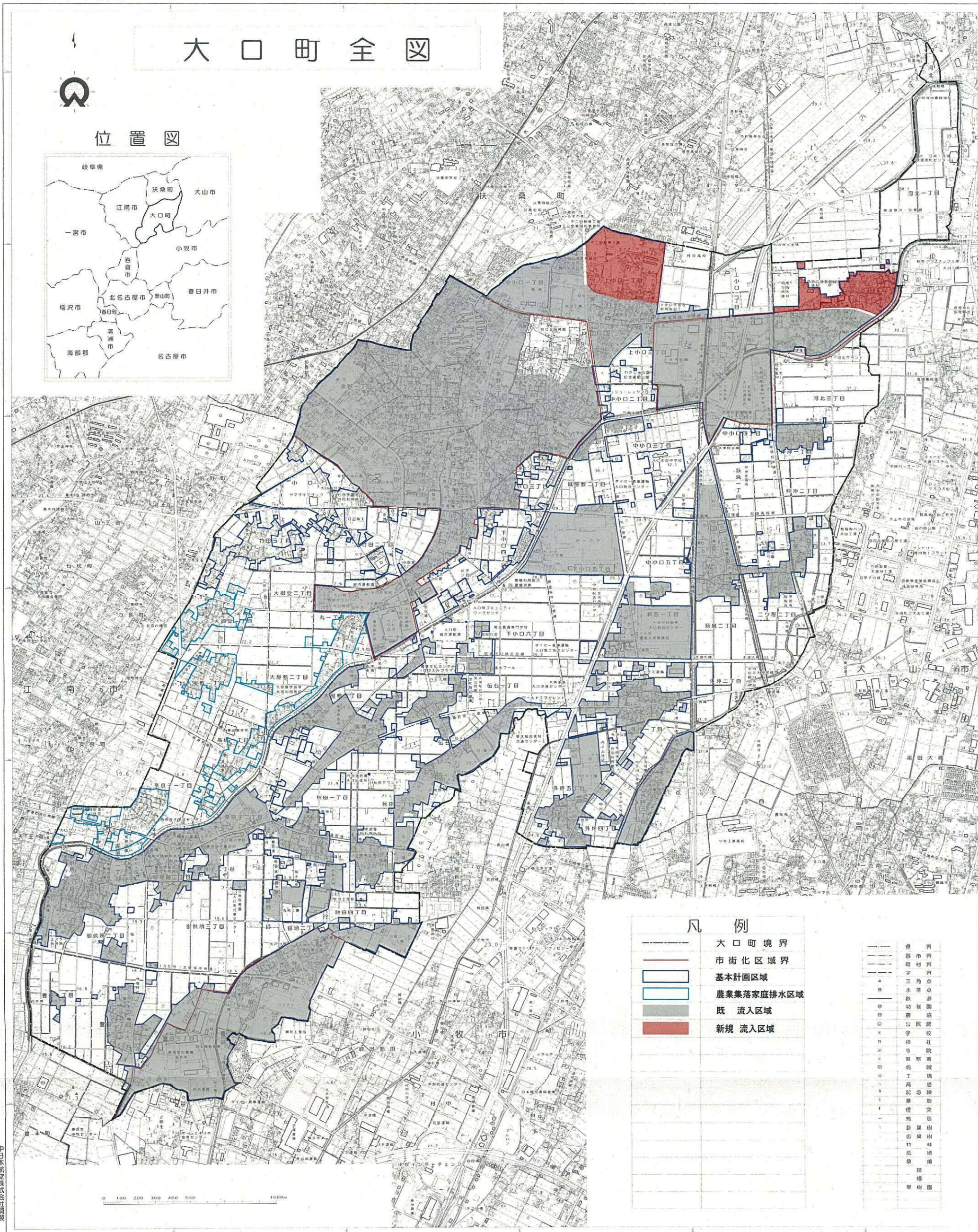
別添のとおり

区域図

1:20,000地形図

大口町全図

位置図



凡例

- 大口町境界
- 市街化区域界
- 基本計画区域
- 農業集落家庭排水区域
- 既流入区域
- 新規流入区域

- 市界
- 町界
- 村界
- 子界
- 三角点
- 水準点
- 地籍区
- 公民館
- 学校
- 神社
- 寺院
- 警察署
- 病院
- 工場
- 高速道路
- 記念碑
- 燈台
- 塔
- 樹
- 針葉樹
- 広葉樹
- 雑草
- 田
- 畑
- 果樹園



中日本航空株式会社調製

平成18年 3月作成
平成17年 8月撮影
平成17年10月 現地調査

「この地図は、大口市長の承認を得て、同市長の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図は、江津市長の承認を得て、同市長の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図は、小牧市長の承認を得て、同市長の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図は、北名古屋市長の承認を得て、同市長の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図は、春日井市長の承認を得て、同市長の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図は、瑞浪市長の承認を得て、同市長の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図は、清洲市長の承認を得て、同市長の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図は、海部郡長の承認を得て、同郡長の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」